

平成 30 年 12 月 25 日  
公害等調整委員会

# 平成 29 年度公害苦情調査

## － 結果報告の要旨 －

- ・平成 29 年度の全国の公害苦情受付件数は 68,115 件（前年度に比べ 1,932 件減少）で、平成 19 年度以降 11 年連続で減少
- ・環境基本法で定める 7 種類の公害（典型 7 公害）のうち、「騒音」、「大気汚染」がそれぞれ 3 割強。以下、「悪臭」、「水質汚濁」、「振動」、「土壌汚染」、「地盤沈下」の順で多い
- ・典型 7 公害の苦情の 2 / 3 は 1 週間以内に、3 / 4 は 1 か月以内に処理
- ・処理方法の約 6 割は「発生源側に対する行政指導が中心」
- ・処理件数の 1 割強は騒音規制法等の公害規制法令違反があった事案

公害等調整委員会は、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、毎年度、「公害苦情調査」を実施しています。

本資料は、平成 29 年度の全国の公害苦情調査の結果報告の要旨です。

## 目 次

1	全国の公害苦情受付件数	1
2	典型7公害の種類別公害苦情受付件数	2
3	典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数	3
4	主な発生源別公害苦情受付件数	4
5	被害の種類別公害苦情受付件数	5
6	単独型・複合型公害の公害苦情受付件数	6
7	苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数	7
8	被害の発生態様別典型7公害の直接処理件数	9
9	被害戸数別典型7公害の直接処理件数	10
10	処理方法別典型7公害の直接処理件数	11
11	防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数	12
12	法令との関係別典型7公害の直接処理件数	14

### 付属資料

I	公害苦情相談と公害紛争処理制度について	15
II	公害苦情調査の概要	17
III	お知らせ	18

平成29年度公害苦情調査の公表に当たり、自治体のアンケート結果の一部を【参考】として記載しています。

## 1 全国の公害苦情受付件数

平成 29 年度の全国の公害苦情の新規受付件数は 68,115 件

前年度に比べ 1,932 件 (2.8%) の減少

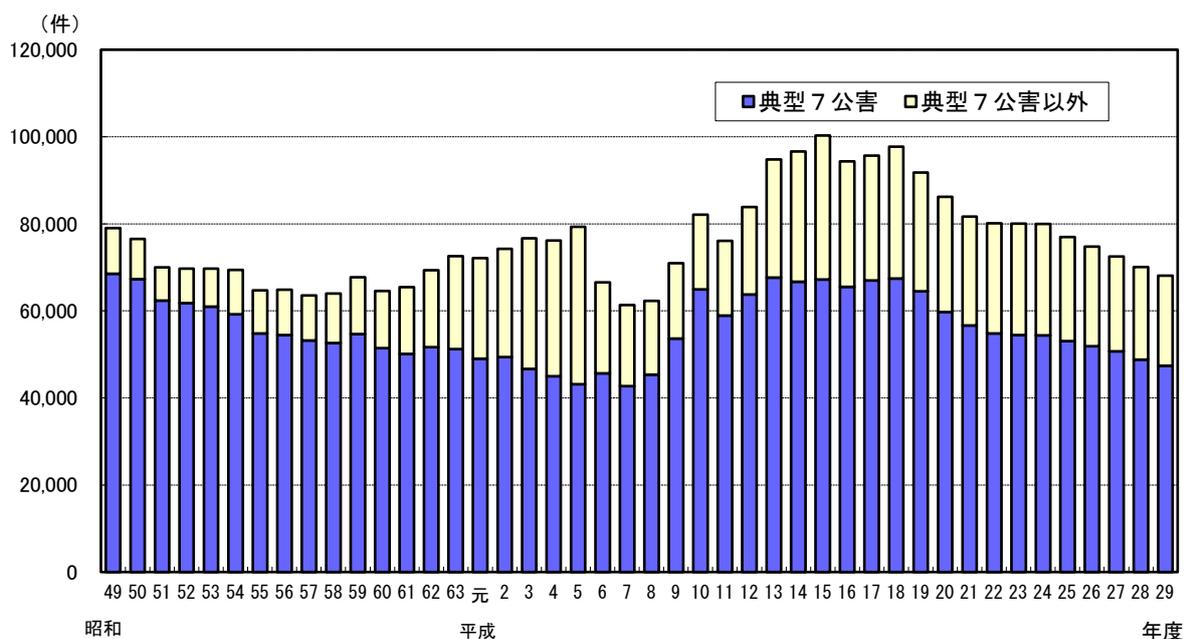
平成 19 年度以降 11 年連続で減少

平成 29 年度に新規に受け付けた公害苦情件数は 68,115 件で、28 年度に比べ 1,932 件 (対前年度比 2.8%) 減少しており、19 年度以降は 11 年続けて減少している。

そのうち典型 7 公害の件数は 47,437 件で、前年度に比べ 1,403 件 (対前年度比 2.9%) 減少、典型 7 公害以外の件数は 20,678 件で、前年度に比べ 529 件 (同 2.5%) 減少している。

〔 典型 7 公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。 〕

図 1 全国の公害苦情受付件数の推移



注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

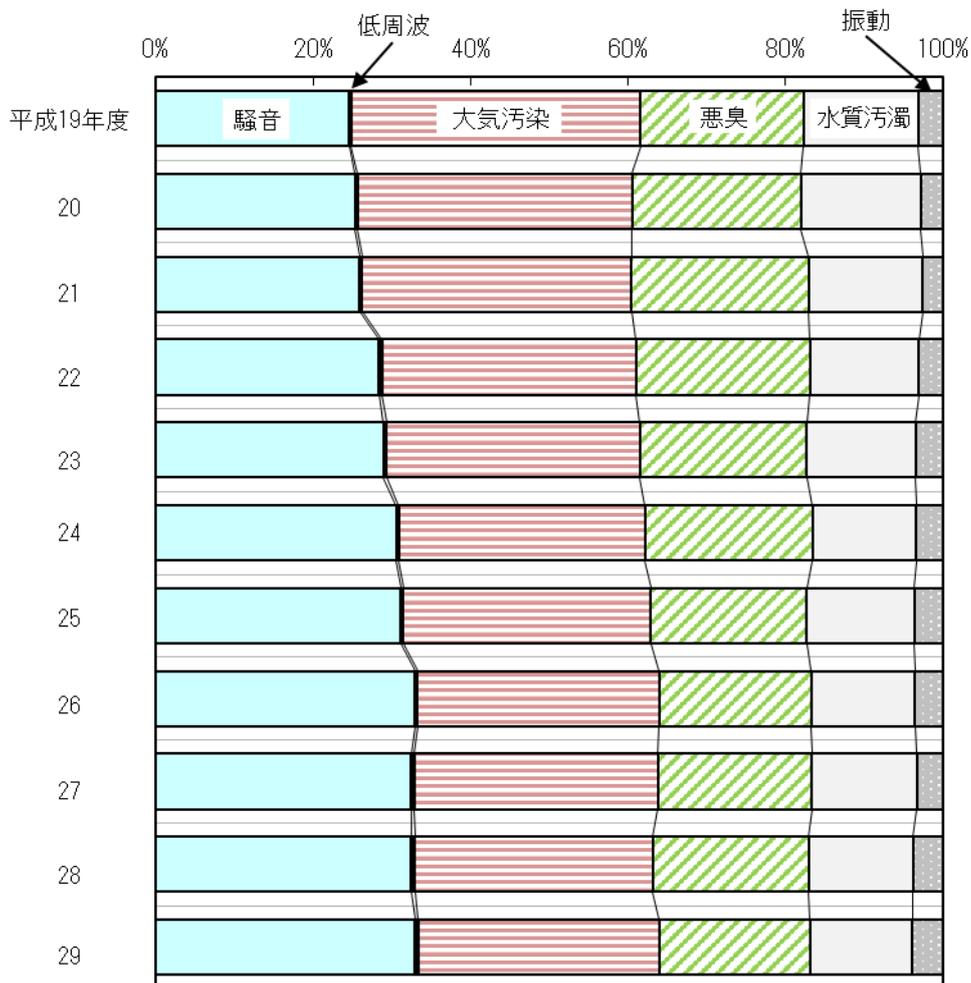
注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域 (青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村) の苦情件数が含まれていない。以下の図表において同じ。

## 2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数のうち「騒音」及び「大気汚染」がそれぞれ3割強

平成29年度の典型7公害の公害苦情受付件数（47,437件）を種類別にみると、「騒音」が15,743件（33.2%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,450件（30.5%）、「悪臭」が9,063件（19.1%）、「水質汚濁」が6,161件（13.0%）、「振動」が1,831件（3.9%）、「土壌汚染」が166件（0.3%）、「地盤沈下」が23件（0.0%）となっている。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



注) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、母数には含んでいるものの、図中には表示していない。

### 【参考】

「騒音」では、建築、解体工事、屋外作業場（資材置場）、ピアノ等の楽器、草刈り機等、カラオケボックス、鳥獣追い払い用の爆音機などによるものがある。

「大気汚染」では、野焼きによるものが多く、そのほか、薪ストーブ、暖炉、銭湯の煙、解体工事における粉じんの飛散、近隣住宅での自動車のアイドリングなどによるものがある。

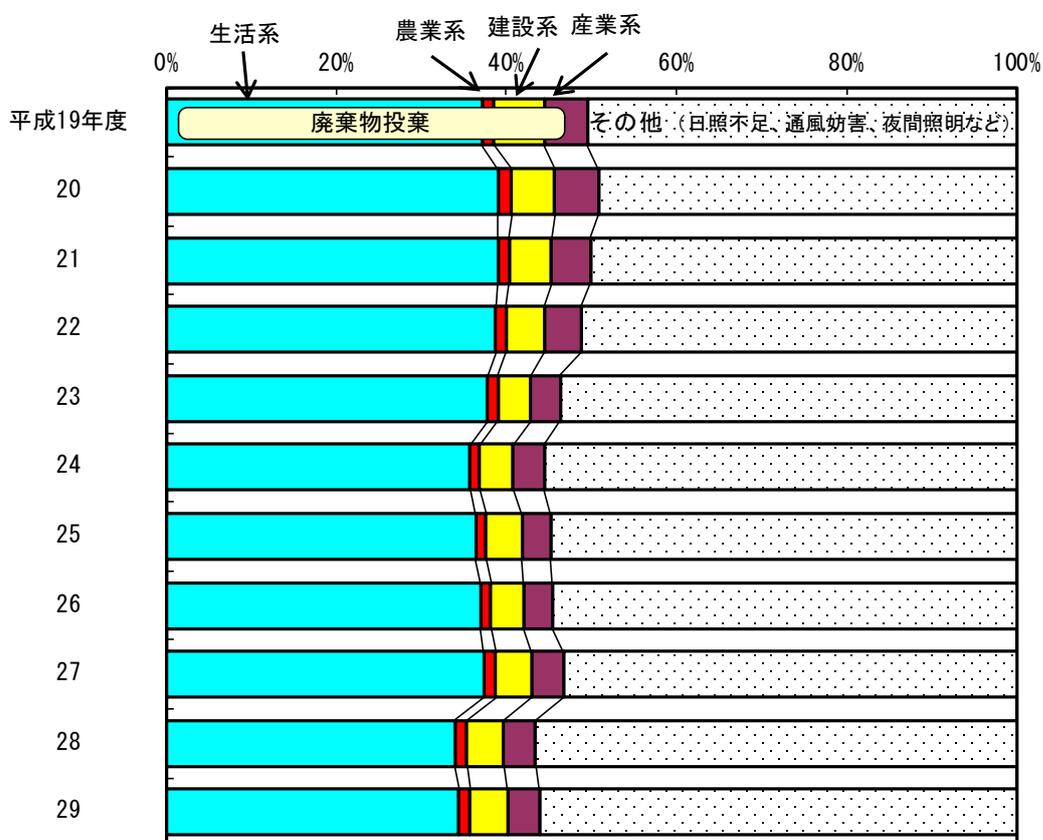
### 3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数

「廃棄物投棄」は、典型7公害以外の公害苦情受付件数の4割強

平成29年度の典型7公害以外の公害苦情受付件数（20,678件）のうち、「廃棄物投棄」が9,076件（43.9%）を占めている。

その廃棄物投棄の内訳をみると、「生活系」が7,130件（78.6%）と最も多く、次いで、「建設系」が925件（10.2%）、「産業系」が759件（8.4%）、「農業系」が262件（2.9%）となっている。

図3 典型7公害以外の種類別公害苦情受付件数の割合の推移



注) 典型7公害以外の苦情の分類

廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死骸、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他	高層建築物等による日照不足、通風妨害、深夜の照明や光等に対する苦情、テレビ・ラジオ等の受信妨害や違法電波等に対する苦情等	

#### 4 主な発生源別公害苦情受付件数

主な発生源は、「会社・事業所」が全体の約4割、うち一番多いのが「建設業」  
「個人」は全体の約3割

平成29年度の公害苦情受付件数（68,115件）を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が28,468件（41.8%）、「個人」が21,883件（32.1%）となっている。

「会社・事業所」の中では、「建設業」が10,557件（公害苦情受付件数の15.5%）と最も多く、次いで、「製造業」が5,274件（同7.7%）となっている。

表1 主な発生源別公害苦情受付件数

（単位：件）

公害の主な発生源	平成29年度	
	件数	構成比(%)
合計	68,115	100.0
会社・事業所	28,468	41.8
農業	1,458	2.1
林業	88	0.1
漁業	86	0.1
鉱業	166	0.2
建設業	10,557	15.5
製造業	5,274	7.7
電気・ガス・熱供給・水道業	266	0.4
情報通信業	50	0.1
運輸業	1,111	1.6
卸売・小売業	1,230	1.8
金融・保険業	18	0.0
不動産業	442	0.6
飲食店、宿泊業	2,303	3.4
医療、福祉	337	0.5
教育、学習支援業	268	0.4
複合サービス事業	368	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	2,870	4.2
公務（他に分類されないもの）	354	0.5
分類不能の産業	1,222	1.8
個人	21,883	32.1
その他	6,210	9.1
不明	11,554	17.0

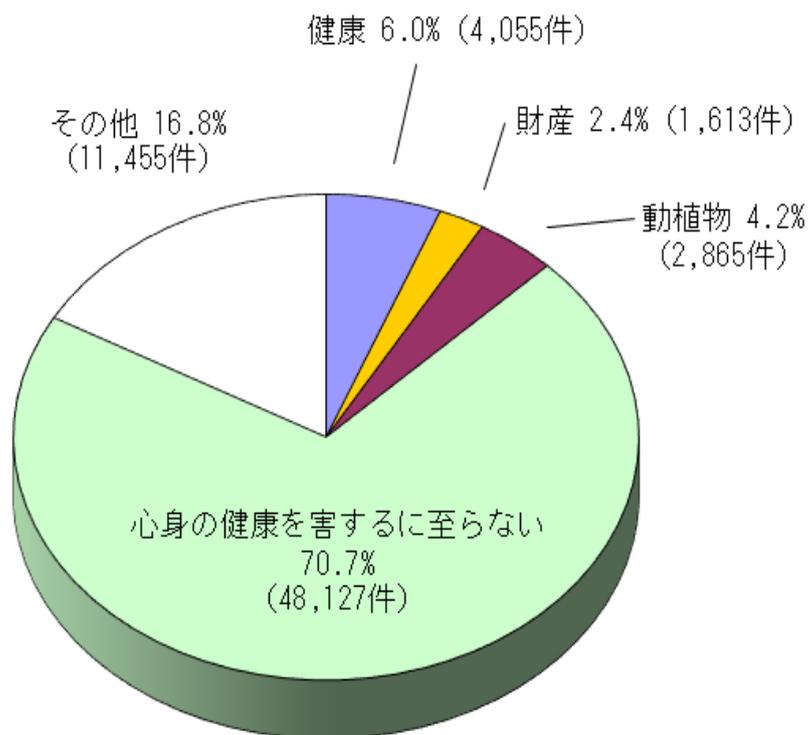
注1) 「会社・事業所」には、個人経営の会社や商店を含む。  
注2) 「その他」とは、発生源が自然である場合などをいう。  
注3) 「不明」とは、発生源が全く分からない場合などをいう。

## 5 被害の種類別公害苦情受付件数

「健康」「動植物」「財産」被害を合わせると1割強

平成29年度の公害苦情受付件数(68,115件)を被害の種類別にみると、「健康」が4,055件(6.0%)、「動植物」が2,865件(4.2%)、「財産」が1,613件(2.4%)、「心身の健康を害するに至らない」が48,127件(70.7%)となっている。

図4 被害の種類別公害苦情受付件数の割合



注) 「心身の健康を害するに至らない」被害とは、心身の健康を害するに至らない程度のもので、実際に治療を受けていない状態の被害、うるさい、臭い、汚い、不快などの感覚的・心理的被害をいう。

## 6 単独型・複合型公害の公害苦情受付件数

約1割が「複合型公害」

複合型公害で多い組合せは、「大気汚染」と「悪臭」、「騒音」と「振動」

平成29年度の公害苦情受付件数(68,115件)のうち、公害の種類が1種類のものである「単独型公害」は61,808件(90.7%)、複数のものである「複合型公害」は6,307件(9.3%)となっている。

「複合型公害」について主な公害と関連する公害を種類別にみると、主な公害を「大気汚染」、関連する公害を「悪臭」とするものが1,496件と最も多く、次いで、主な公害を「騒音」、関連する公害を「振動」とするものが1,365件となっている。

表2 複合型公害の主な公害及び関連する公害の公害苦情受付件数

(単位：件)

公害の種類	主な公害	関連する公害											
		合計	典型7公害										典型7公害以外
			計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
合計	6,307	6,754	5,912	1,123	230	94	898	1,472	9	2,086	842		
公害苦情受付件数													
典型7公害	6,084	6,505	5,713	1,068	198	78	871	1,469	9	2,020	792		
大気汚染	2,017	2,136	1,909	0	13	9	294	95	2	1,496	227		
水質汚濁	417	431	319	7	0	54	3	0	0	255	112		
土壌汚染	21	23	13	1	8	0	2	0	0	2	10		
騒音	2,175	2,377	2,194	509	15	2	38	1,365	2	263	183		
振動	435	475	449	62	0	0	379	0	4	4	26		
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
悪臭	1,019	1,063	829	489	162	13	155	9	1	0	234		
典型7公害以外	223	249	199	55	32	16	27	3	0	66	50		
構成比(%)													
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
典型7公害	96.5	96.3	96.6	95.1	86.1	83.0	97.0	99.8	100.0	96.8	94.1		
大気汚染	32.0	31.6	32.3	0.0	5.7	9.6	32.7	6.5	22.2	71.7	27.0		
水質汚濁	6.6	6.4	5.4	0.6	0.0	57.4	0.3	0.0	0.0	12.2	13.3		
土壌汚染	0.3	0.3	0.2	0.1	3.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	1.2		
騒音	34.5	35.2	37.1	45.3	6.5	2.1	4.2	92.7	22.2	12.6	21.7		
振動	6.9	7.0	7.6	5.5	0.0	0.0	42.2	0.0	44.4	0.2	3.1		
地盤沈下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
悪臭	16.2	15.7	14.0	43.5	70.4	13.8	17.3	0.6	11.1	0.0	27.8		
典型7公害以外	3.5	3.7	3.4	4.9	13.9	17.0	3.0	0.2	0.0	3.2	5.9		

注1)「関連する公害」とは、「主な公害」のほかに同時に申し立てている公害苦情の種類を4種類まで計上したものである。  
 注2)「公害の種類」欄の「騒音」に対する、「関連する公害」欄の「騒音」の38件は、「低周波音騒音」を関連する公害として計上しているものである。

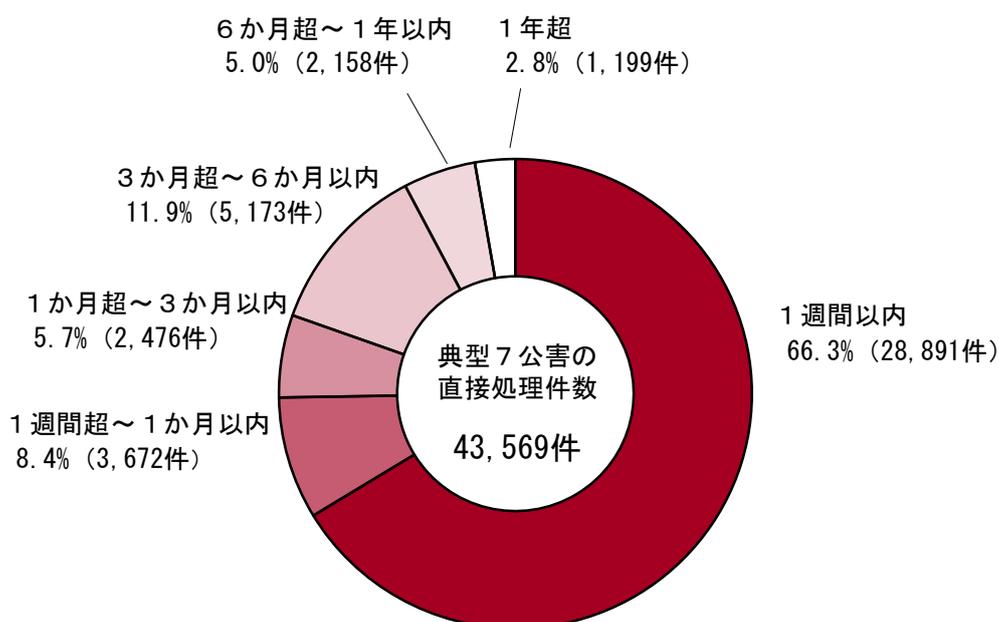
## 7 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

苦情の2/3は「1週間以内」、3/4は「1か月以内」に処理

平成29年度に新規に受け付けた公害苦情件数は68,115件、前年度から繰り越された公害苦情件数は4,569件となっている。これらの処理状況を見ると、公害苦情相談窓口等で平成29年度内に直接処理が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は61,557件となっており、このうち、「典型7公害」は43,569件（直接処理件数の70.8%）、「典型7公害以外」は17,988件（同29.2%）となっている。

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について、苦情の申立てから処理までに要した期間別にみると、「1週間以内」が28,891件（66.3%）、「1週間超～1か月以内」が3,672件（8.4%）、「1か月超～3か月以内」が2,476件（5.7%）、「3か月超～6か月以内」が5,173件（11.9%）、「6か月超～1年以内」が2,158件（5.0%）、「1年超」が1,199件（2.8%）となっている。

図5 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数の割合



注)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

表3 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	1週間以内	1週間超～ 1か月以内	1か月超～ 3か月以内	3か月超～ 6か月以内	6か月超～ 1年以内	1年超
直接 処理 件数	合計	43,569	28,891	3,672	2,476	5,173	2,158	1,199
	大気汚染	13,289	10,308	710	500	1,287	314	170
	水質汚濁	5,321	4,366	473	170	145	90	77
	土壌汚染	145	110	12	4	8	6	5
	騒音	14,853	7,771	1,522	1,163	2,538	1,222	637
	低周波	178	56	35	19	35	23	10
	振動	1,778	847	216	259	268	106	82
	地盤沈下	21	14	4	1	0	1	1
	悪臭	8,162	5,475	735	379	927	419	227
構成 比 (%)	合計	100.0	66.3	8.4	5.7	11.9	5.0	2.8
	大気汚染	100.0	77.6	5.3	3.8	9.7	2.4	1.3
	水質汚濁	100.0	82.1	8.9	3.2	2.7	1.7	1.4
	土壌汚染	100.0	75.9	8.3	2.8	5.5	4.1	3.4
	騒音	100.0	52.3	10.2	7.8	17.1	8.2	4.3
	低周波	100.0	31.5	19.7	10.7	19.7	12.9	5.6
	振動	100.0	47.6	12.1	14.6	15.1	6.0	4.6
	地盤沈下	100.0	66.7	19.0	4.8	0.0	4.8	4.8
	悪臭	100.0	67.1	9.0	4.6	11.4	5.1	2.8

## 8 被害の発生態様別典型7公害の直接処理件数

被害の約5割は「一時的・一過性現象」

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について被害の発生態様別にみると、「一時的・一過性現象」が21,501件（49.3%）と最も多く、次いで、「経常的な発生」が8,341件（19.1%）、「一定期間の常時発生」が5,749件（13.2%）、「季節的・周期的発生」が3,623件（8.3%）となっている。

表4 被害の発生態様別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	経常的な発生	季節的・周期的発生	一定期間の常時発生	一時的・一過性現象	その他	不明
直接処理件数	合計	43,569	8,341	3,623	5,749	21,501	1,391	2,964
	大気汚染	13,289	1,196	1,574	1,133	8,158	431	797
	水質汚濁	5,321	489	167	206	3,853	129	477
	土壌汚染	145	14	4	18	89	11	9
	騒音	14,853	4,287	957	3,142	5,191	494	782
	低周波	178	107	10	16	24	4	17
	振動	1,778	286	21	624	732	60	55
	地盤沈下	21	8	2	1	2	5	3
	悪臭	8,162	2,061	898	625	3,476	261	841
構成比(%)	合計	100.0	19.1	8.3	13.2	49.3	3.2	6.8
	大気汚染	100.0	9.0	11.8	8.5	61.4	3.2	6.0
	水質汚濁	100.0	9.2	3.1	3.9	72.4	2.4	9.0
	土壌汚染	100.0	9.7	2.8	12.4	61.4	7.6	6.2
	騒音	100.0	28.9	6.4	21.2	34.9	3.3	5.3
	低周波	100.0	60.1	5.6	9.0	13.5	2.2	9.6
	振動	100.0	16.1	1.2	35.1	41.2	3.4	3.1
	地盤沈下	100.0	38.1	9.5	4.8	9.5	23.8	14.3
	悪臭	100.0	25.3	11.0	7.7	42.6	3.2	10.3

注1)「一時的・一過性現象」とは、一時的に行われる野焼き、突発的な事故等によるものをいう。

注2)「経常的な発生」とは、工場操業などに伴い常時発生するものをいう。

注3)「一定期間の常時発生」とは、建築・土木工事などに伴い一定の期間に発生するものをいう。

注4)「季節的・周期的発生」とは、農薬散布のように季節的又は1日以上空けて繰り返し発生するものをいう。

## 9 被害戸数別典型7公害の直接処理件数

被害戸数「1戸」の被害が約9割（「不明」を除く）

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について 被害戸数別にみると、「1戸」が21,650件（「不明」を除いた件数の87.8%）、「2～4戸」が2,124件（同8.6%）、「5戸以上」が895件（同3.6%）となっている。

表5 被害戸数別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

公害の種類		合計	1戸	2～4戸	5戸以上	不明
直接 処 理 件 数	合計	43,569	21,650	2,124	895	18,900
	大気汚染	13,289	6,047	619	230	6,393
	水質汚濁	5,321	778	117	105	4,321
	土壌汚染	145	54	5	2	84
	騒音	14,853	9,649	755	280	4,169
	低周波	178	137	5	0	36
	振動	1,778	1,178	155	46	399
	地盤沈下	21	11	0	0	10
	悪臭	8,162	3,933	473	232	3,524
構 成 比 （ ％ ）	合計	100.0	87.8	8.6	3.6	
	大気汚染	100.0	87.7	9.0	3.3	
	水質汚濁	100.0	77.8	11.7	10.5	
	土壌汚染	100.0	88.5	8.2	3.3	
	騒音	100.0	90.3	7.1	2.6	
	低周波	100.0	96.5	3.5	0.0	
	振動	100.0	85.4	11.2	3.3	
	地盤沈下	100.0	100.0	0.0	0.0	
	悪臭	100.0	84.8	10.2	5.0	

注）構成比（％）は、「不明」を除いた割合である。

## 10 処理方法別典型7公害の直接処理件数

公害苦情相談窓口等が行った処理方法の約6割は「発生源側に対する行政指導が中心」ただし、「水質汚濁」、「低周波」及び「地盤沈下」では、「原因の調査が中心」が最多

平成29年度の典型7公害の直接処理件数(43,569件)について 公害苦情相談窓口等が行った処理方法別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が26,347件(60.5%)と最も多く、次いで、「原因の調査が中心」が10,555件(24.2%)、「申立人に対する説得が中心」が1,640件(3.8%)、「当事者間の話し合いが中心」が886件(2.0%)となっている。

なお、「水質汚濁」、「低周波」及び「地盤沈下」では「原因の調査が中心」が最も多くなっている。

表6 処理方法別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類		合計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話し合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	合計	43,569	26,347	886	1,640	10,555	4,141
	大気汚染	13,289	9,688	107	359	2,087	1,048
	水質汚濁	5,321	1,825	49	109	2,612	726
	土壌汚染	145	57	7	11	43	27
	騒音	14,853	9,413	488	714	2,735	1,503
	低周波	178	20	9	20	109	20
	振動	1,778	1,189	64	69	320	136
	地盤沈下	21	3	3	3	6	6
	悪臭	8,162	4,172	168	375	2,752	695
構成比(%)	合計	100.0	60.5	2.0	3.8	24.2	9.5
	大気汚染	100.0	72.9	0.8	2.7	15.7	7.9
	水質汚濁	100.0	34.3	0.9	2.0	49.1	13.6
	土壌汚染	100.0	39.3	4.8	7.6	29.7	18.6
	騒音	100.0	63.4	3.3	4.8	18.4	10.1
	低周波	100.0	11.2	5.1	11.2	61.2	11.2
	振動	100.0	66.9	3.6	3.9	18.0	7.6
	地盤沈下	100.0	14.3	14.3	14.3	28.6	28.6
	悪臭	100.0	51.1	2.1	4.6	33.7	8.5

## 1.1 防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数

約5割で「防止対策」を実施

うち最も多い防止対策は「作業方法、使用方法の改善」

### (1) 防止対策実施の有無等

平成29年度の典型7公害の直接処理件数（43,569件）について、苦情処理のための防止対策の実施の有無についてみると、「講じた」は21,476件（49.3%）、「講じなかった」は8,039件（18.5%）となっている。

「講じなかった」理由の内訳では、「話し合い等により解決」が2,106件（4.8%）と最も多くなっている。

表7 防止対策実施の有無別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

	合計	防止対策を講じた	防止対策を講じなかった						不明
			計	話し合い等により解決	対策資金不足	技術的に困難	他法令の制約	その他	
直接処理件数	43,569	21,476	8,039	2,106	83	428	47	5,375	14,054
構成比(%)	100.0	49.3	18.5	4.8	0.2	1.0	0.1	12.3	32.3
（ ）内は防止対策を講じなかった理由内訳の構成比			(100.0)	(26.2)	(1.0)	(5.3)	(0.6)	(66.9)	

### (2) 防止対策の内容

防止対策を講じた典型7公害の直接処理件数（21,476件）について、実施した防止対策の内容別にみると、「作業方法、使用方法の改善」が9,333件（43.5%）と最も多く、次いで、「原因物質の撤去、回収、除去」が3,155件（14.7%）、「営業・操業停止、行為の中止」が2,908件（13.5%）、「機械、施設の改善」が1,506件（7.0%）などとなっている。

表8 実施した防止対策の内容別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

	合計	実施した防止対策の内容									
		事業所の移転	機械、施設の移転	機械、施設の改善	故障の修理、復旧	作業方法、使用方法の改善	営業・操業等時間の変更、短縮	営業・操業停止、行為の中止	原因物質の撤去、回収、除去	被害者の建物等への防止対策	その他
防止対策を講じた直接処理件数	21,476	39	137	1,506	712	9,333	640	2,908	3,155	297	2,749
構成比(%)	100.0	0.2	0.6	7.0	3.3	43.5	3.0	13.5	14.7	1.4	12.8

## 【参考】

「作業方法、使用方法の改善」では、①フォークリフト作業の騒音に対して、メーカーの協力により、バックブザー音の抑制、荷下ろし作業を丁寧にする等により改善した例、②カラオケの騒音に対して、店長及び客の協力により、使用時の騒音測定を行いながら、規制基準内の音量を自覚してもらい改善した例がある。

「原因物質の撤去、回収、除去」では、工場からの悪臭に対して、水洗式の局所排気装置によるミスト除じんと活性炭フィルターによる脱臭により改善した例がある。

また、個別ではなく、一般的な未然防止対策として、

- ・ 野焼きに対して、文書、チラシ、広報誌、ホームページ等で周知、警察と連携して夜間、休日の見回りの実施
  - ・ 騒音に対して、英語、中国語、韓国語に対応したチラシの作成、騒音計、振動計の貸出し、騒音パトロールの実施
  - ・ 新規で営業を始める飲食店を対象とした食品衛生講習会の中で、騒音、悪臭等の規制について周知、啓発を実施
- 等により、公害発生の防止や抑制を図っている。

## 1 2 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

### 1 割強は騒音規制法等の公害規制法令違反があった事案

平成29年度の典型7公害の直接処理件数(43,569件)について、苦情の対象となった事業活動等と法令との関係をみると、騒音規制法等の公害規制法令との関係では、「法令に違反していた」が5,365件(12.3%)となっている。また、公害規制法令以外の法令との関係をみると、「法令に違反していた」が2,459件(5.6%)となっている。

表9 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

公害の種類	合計	公害規制法令との関係			その他の法令との関係			
		法令に違反していた	法令に違反しなかった	不明	法令に違反していた	法令に違反しなかった	不明	
直接処理件数	典型7公害	43,569	5,365	16,459	21,745	2,459	12,740	28,370
	大気汚染	13,289	3,106	5,012	5,171	1,684	4,058	7,547
	水質汚濁	5,321	370	2,098	2,853	137	1,665	3,519
	土壌汚染	145	9	61	75	6	49	90
	騒音	14,853	1,290	6,046	7,517	204	4,327	10,322
	低周波	178	5	81	92	0	57	121
	振動	1,778	102	805	871	30	482	1,266
	地盤沈下	21	2	9	10	1	7	13
	悪臭	8,162	486	2,428	5,248	397	2,152	5,613
構成比(%)	典型7公害	100.0	12.3	37.8	49.9	5.6	29.2	65.1
	大気汚染	100.0	23.4	37.7	38.9	12.7	30.5	56.8
	水質汚濁	100.0	7.0	39.4	53.6	2.6	31.3	66.1
	土壌汚染	100.0	6.2	42.1	51.7	4.1	33.8	62.1
	騒音	100.0	8.7	40.7	50.6	1.4	29.1	69.5
	低周波	100.0	2.8	45.5	51.7	0.0	32.0	68.0
	振動	100.0	5.7	45.3	49.0	1.7	27.1	71.2
	地盤沈下	100.0	9.5	42.9	47.6	4.8	33.3	61.9
	悪臭	100.0	6.0	29.7	64.3	4.9	26.4	68.8

注1)「公害規制法令」とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止条例などをいう。

注2)「その他の法令」とは、上記公害規制法令以外の法令(建築基準法、消防法、工場立地法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など)をいう。

# 付属資料

## I 公害苦情相談と公害紛争処理制度について

### 1 公害苦情相談とは

- ① 住民の相談に応じ、関係法令、関係行政機関、施策の現状等について必要な知識及び情報を提供し、苦情を解決するために必要な手段、手続等について指導し、又は援助すること。
- ② 苦情の原因となった公害について被害の程度、範囲、原因等について調査し、事実を明らかにすること。
- ③ 公害の発生源者に対して公害防止の必要性について啓発し、自発的改善を促し、防止措置について具体的に指導し、又は助言すること。
- ④ 公害の発生源者の行為が法令に違反しているときは、規制権限のある機関に通知し、適切な措置がとられるよう協力すること。
- ⑤ 当事者間の話し合いによる解決を勧め、話し合いに立ち会い、工場団地への移転その他各種の助成制度等の利用についてあっせんの労をとること。
- ⑥ 他の関係地方公共団体又は当該地方公共団体に属する関係機関、部課等と連絡を保ち、これらに対し必要な協力を求めること。
- ⑦ 苦情の申立人に対して発生源者にとっての対策の経過を説明するとともに、処理後の被害状況、対策の成果、処理の効果について確認すること。

〈参考〉 公害紛争処理法

第 49 条 地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

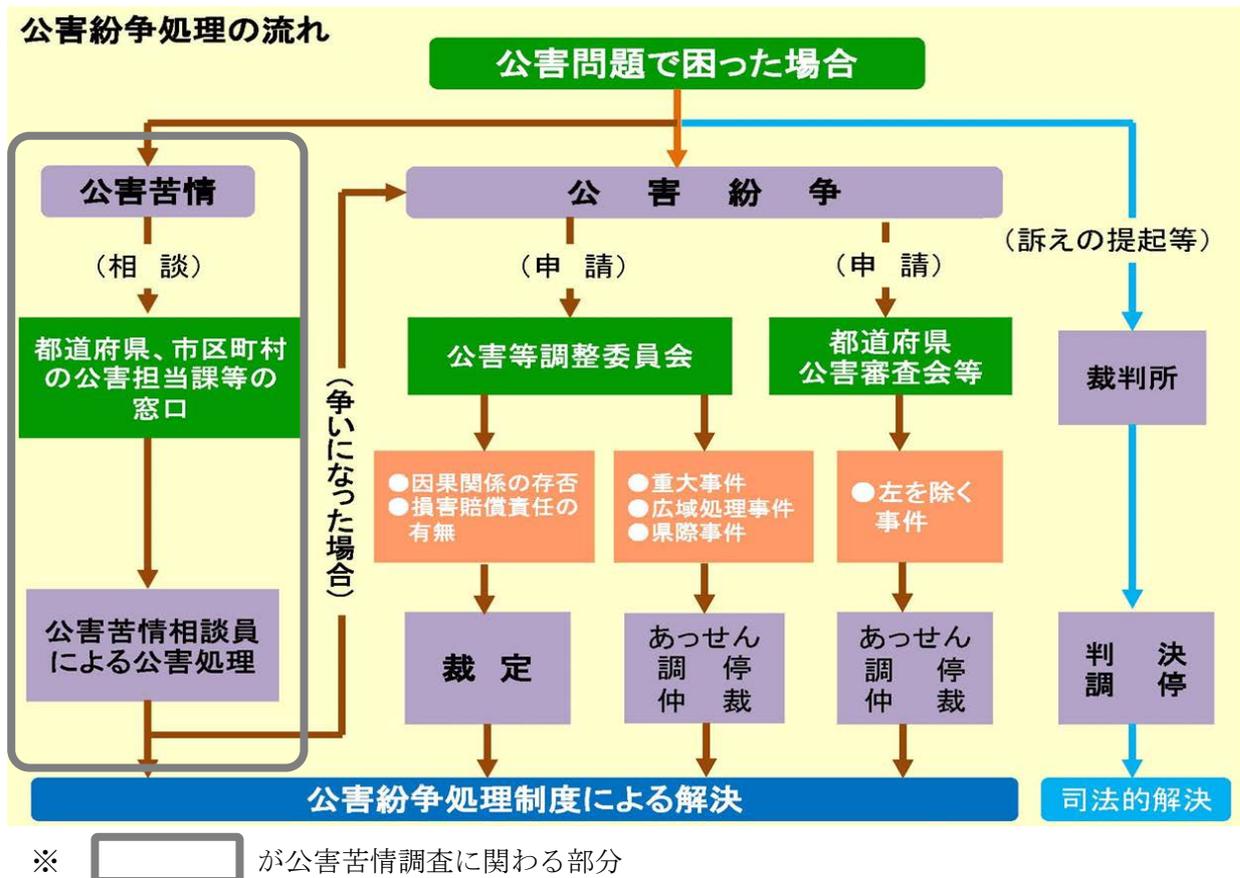
2 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、公害に関する苦情について、次に掲げる事務を行わせるため、公害苦情相談員を置くことができる。

一 住民の相談に応ずること。

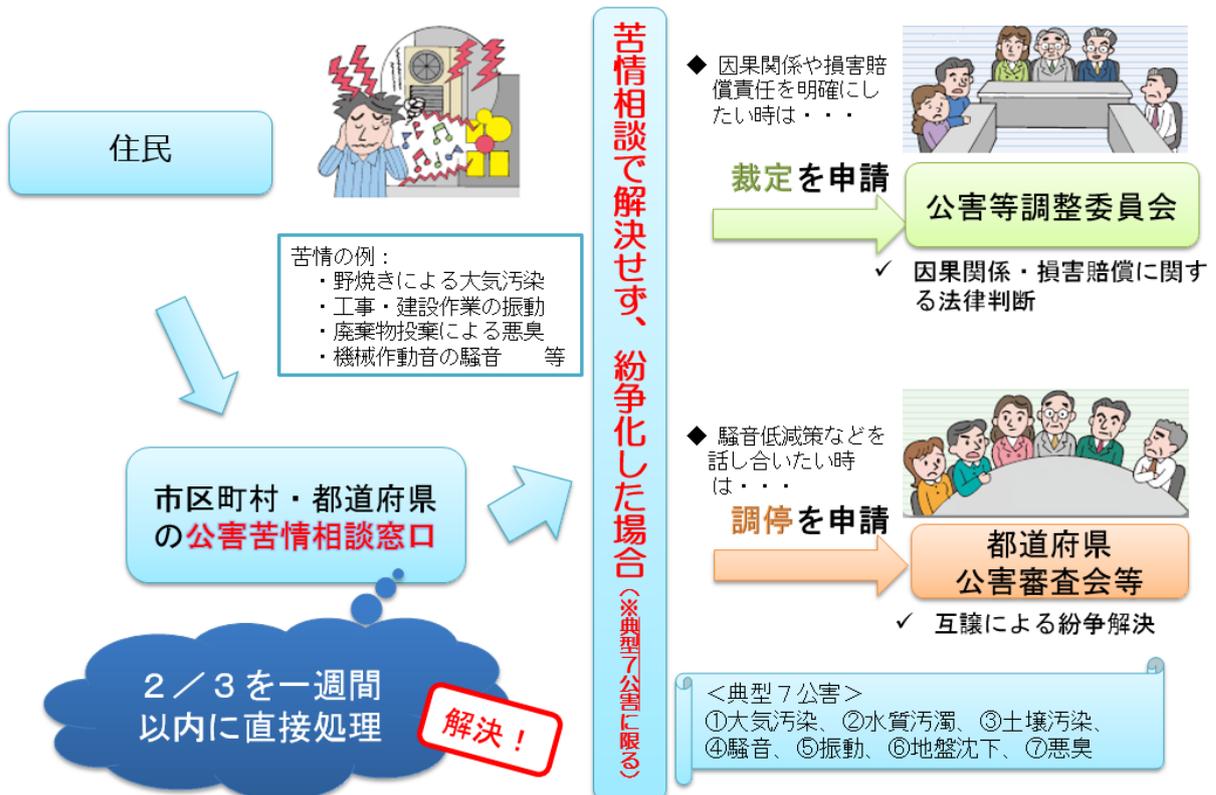
二 苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務を行うこと。

## 2 公害紛争処理の流れ



## 3 公害紛争処理制度による公害苦情の解決の流れ (例)



## Ⅱ 公害苦情調査の概要

### 1 調査の目的

公害苦情調査は、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条の 2 の規定に基づき、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口等が受け付けた公害苦情の受付状況や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資することを目的として、毎年度実施している。

〈参考〉 公害紛争処理法

第 49 条の 2 中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。

### 2 調査の対象

全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の公害苦情相談窓口等が、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日）に受付・処理した公害苦情を調査の対象とする。

また、前年度（平成 28 年度）までに受付し、前年度までに処理できず繰り越した公害苦情についても、調査の対象に含めている。

### 3 調査の方法

公害等調整委員会事務局 — 都道府県 — 市町村の流れにより実施。

全国の都道府県及び市町村の公害苦情相談窓口等が、平成 29 年度に受付・処理した公害苦情の状況について、1 件ずつ調査票を作成し、電子データ化した上で公害等調整委員会事務局へ提出する。

なお、集計は独立行政法人統計センターの協力を得ている。

### 4 調査事項

- ・ 公害苦情の受付に関する事項（受付年月日、公害の種類、発生原因、被害の種類 等）
- ・ 公害苦情の処理に関する事項（処理年月日、処理方法、防止対策の有無 等）

### Ⅲ お知らせ

暮らしの中の公害（騒音、大気汚染など）でお困りの方は・・・

#### 公害苦情相談

都道府県・市区町村

●公害問題で困ったら、まずは都道府県や市区町村に設けられている「公害苦情相談窓口」にご相談ください。

**苦情相談**  
市区町村または都道府県の公害苦情相談窓口の相談員などにご相談ください。

**現地調査**  
相談員などが、相談を受けたことについて被害の実情などを調べます。

**改善指導**  
被害の原因や実感がはっきりすると、相談員などが関係者に対し改善のための指導や助言を行います。

**解決!**  
以上のようにして公害苦情の解決に努めています。

#### 公害紛争処理

都道府県・国

●都道府県および国が行っている公害紛争処理を利用することができます。この制度は、民事訴訟に比べ、手続が柔軟で費用が少なくすむなど、様々な特徴があります。

●公害紛争を処理する機関としては、各都道府県に公害審査会等が、国には公害等調整委員会が置かれています。法律の専門家をはじめ各分野の有識者が中立公正な立場から、調停、裁定などを行い、紛争の解決に努めます。

公害紛争処理には、「調停」、「裁定」などの手続があります

#### 公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局  
公調委 公害相談ダイヤル  
**TEL 03-3581-9959**  
月～金曜日 10:00～18:00  
(祝日および12月29日～1月3日は除く)

F A X 03-3581-9488  
e-mail [kouchoi@soumu.go.jp](mailto:kouchoi@soumu.go.jp)  
U R L <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

詳しくはこちらへ **公害等調整委員会** 検索

公害苦情調査結果は、公害等調整委員会ホームページでご覧いただけます

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

<お問合せ先>

公害等調整委員会事務局総務課

担 当 藤巻調査官、小林補佐、藤森専門官

電 話 (直通) 03-3581-9956  
(代表) 03-3581-9601 \*代表は午後6時まで

F A X 03-3581-9488